

資料提供

令和6年8月27日（火）

照会先：保健医療部生活衛生課食の安全対策室

担当者：室長補佐 澁澤 弥生

連絡先：029-301-3424（内線）3421、3424

緑豆から基準値を超える農薬（チアメトキサム）の検出について

令和6年8月27日（火）、東京都から当課あて「7月12日に東京都が輸入農産物の抜き取り検査を実施したところ、タイ産緑豆から、基準値を超える農薬が検出された」との連絡がありました。

輸入者を管轄する古河保健所長はこの連絡を受け、本日、食品衛生法に基づき、輸入者に対し違反品の回収を命じました。

なお、当該違反品を喫食しても、健康に影響を及ぼす可能性は極めて低いと考えられます。

1 輸入者

名 称：株式会社エーワン 代表取締役 村上 幸次
住 所：坂東市猫実 1281-1

2 違反品

商 品 名：MUNG BEAN
名 称：緑豆
容器包装形態：合成樹脂袋詰
内 容 量：500g
賞 味 期 限：2025.01.24
輸 出 国：タイ
輸 入 数 量：5,250kg（10,500袋）
輸 入 年 月 日：令和6年2月24日

3 検査結果

チアメトキサム 0.14ppm 検出（基準値：0.05ppm）

4 出荷先及び出荷数

- （1）出荷年月日：令和6年3月11日から6月25日まで
- （2）出 荷 先：全国29都道府県の食品販売店 等
- （3）出 荷 数：5,243.5kg（10,487袋）

※輸入数量のうち、6.5kg（13袋）は輸入時の検査で使用及び袋破損のため廃棄。

5 県の対応等

- ・古河保健所は食品衛生法第59条に基づき違反品の回収を命令しました。
- ・今後、違反品の回収状況の確認を行います。

県民の皆様へ

チアメトキサムのADI(1日許容摂取量)は、体重1kg当たり0.018mgであり、体重60kgの人に換算すると、1.08mg/日となります。この量は今回違反のあった「緑豆」を体重60kgの人が生涯にわたって毎日約7.7kg(約15袋)を食べ続ける場合に相当することから、通常の食生活において人の健康に影響を及ぼす可能性は極めて低いと考えられます。

【参 考】

チアメトキサムの概要

1. 名 称：チアメトキサム、thiamethoxam
2. 用 途：農薬
3. 毒性評価：ADI 0.018mg/kg 体重/日

(ADIとは体重1kgあたりの1日許容摂取量、ヒトがある物質を毎日一生にわたって摂取し続けても、現在の科学的知見からみて健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量)

【当該品の画像】

